⑭　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760－8554　香川県高松市サンポート３－33　電話087－851－8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本工事の契約締結後、契約者が「受注している」もしくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Okuda Akihisa Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction of temporary work bridge for Tsuda-Ohashi Bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 28 August 2026 However, this does not include documents related to the qualifications of engineers, etc.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system and time-limit for submission of documents related to qualifications of engineers, etc. : 2 : 00 P.M. 14 October 2026 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 14 October 2026 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 14 October 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport TakamatsuCity, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年７月15日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　諸富　正和

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第 11 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新名神高速道路　大津西地区舗装工事（不落札協議対象）

⑶　工事場所

自）滋賀県大津市上田上牧町

至）滋賀県大津市大石小田原町

⑷　工事内容　本工事は、新名神高速道路（大津ＪＣＴ～城陽ＪＣＴ）における滋賀県域の新設事業に伴う舗装工事である。

⑸　工事概算数量　舗装面積　約25万㎡／延長約5.5㎞

⑹　工期　工事の始期日から930日間（ただし、令和９年２月１日（工事開始期限）までに工事を開始すること）

⑺　使用する主要な資機材

―

⑻　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））

⑼　契約金額の約定方法　総価単価契約

⑽　単価表の提出　必要

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、「令和７・８年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。

ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けて、当該再認定において以下の全ての条件に該当すること。

①　単体で参加する場合　「舗装工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が1300点以上である者

②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）で参加する場合　「舗装工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数が1200点以上である２者又は３者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、協業組合及び事業協同組合は、特定ＪＶの構成員となれないものとする。

⑶　審査基準日において、平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。

①　単体、特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員の場合　次の施工実績を有すること。

２車線以上で表層の設計舗装面積８万㎡以上ある自動車専用道路等（※１）の新設のアスファルト舗装

（※１）「自動車専用道路等」とは、高速自動車国道法に定められた高速自動車国道、道路法第48条の２に基づき指定された自動車専用道路、または道路交通法第４条に基づき歩行者、自転車及び原動機付自転車の通行を禁止された道路をいう。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員の場合　次の施工実績を有すること。

２車線以上ある道路の新設のアスファルト舗装

※特定ＪＶの代表者以外の構成員については、①若しくは②に掲げるいずれかの施工実績を有すること

【注意事項】

○次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、施工実績として認めない。

Ⅰ）西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団含む）が発注した工事で、評定点合計が65点未満のもの

Ⅱ）「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」第２条第１項の政令で定める法人が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないもの

Ⅲ）特定ＪＶ及び経常ＪＶの構成員としての施工実績のうち、出資比率が均等割の10分の６未満のもの

○複数の施工実績を求める場合は、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

⑷　施工計画が適正であること。

⑸　審査基準日（審査基準日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に入札参加資格停止を受けていないこと。